

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
規制の名称	<p> ≪成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて≫ 測量業者の登録の欠格事由(測量法第55条の6関係) 港湾運送事業の許可の欠格事由(港湾運送事業法第6条関係) 一般旅客自動車運送事業の許可の欠格事由(道路運送法第7条関係) 特定旅客自動車運送事業の許可の欠格事由(道路運送法第43条関係) 自動車道事業の免許の欠格事由(道路運送法第49条関係) 自家用有償旅客運送を行おうとする者の登録の欠格事由(道路運送法第79条の4関係) 自動車分解整備事業の認証の欠格事由(道路運送車両法第80条関係) 指定自動車整備事業の指定の欠格事由(道路運送車両法第94条の2関係) 土地区画整理審議会の委員の被選挙権の欠格事由(土地区画整理法第63条、第70条及び第71条の4関係) 自動車ターミナル事業の許可の欠格事由(自動車ターミナル法第5条関係) 不動産鑑定業の登録の欠格事由(不動産の鑑定評価に関する法律第25条関係) 小型船造船業の登録の欠格事由(小型船造船業法第7条関係) 一般貨物自動車運送事業の許可の欠格事由(貨物自動車運送事業法第5条関係) 特定貨物自動車運送事業の許可の欠格事由(貨物自動車運送事業法第35条関係) </p> <p> ≪成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて≫ 船員派遣事業の許可の欠格事由(船員職業安定法第56条関係) 派遣元責任者の選任(船員職業安定法第76条関係) 一般建設業の許可の欠格事由(建設業法第8条関係) 特定建設業の許可の欠格事由(建設業法第17条関係) ホテルの登録の欠格事由(国際観光ホテル整備法第6条関係) 旅館の登録の欠格事由(国際観光ホテル整備法第18条関係) 建築物調査員資格者証、建築設備等検査員資格者証の交付の欠格事由(建築基準法第12条の2、12条の3、第88条関係) 指定確認検査機関の指定の欠格事由(建築基準法第77条の19条関係) 指定構造計算適合性判定機関の指定の欠格事由(建築基準法第77条の35の3関係) 指定認定機関の指定の欠格事由(建築基準法第77条の37関係) 承認認定機関の承認の欠格事由(建築基準法第77条の54関係) 指定性能評価機関の指定の欠格事由(建築基準法第77条の56関係) 承認性能評価機関の承認の欠格事由(建築基準法第77条の57関係) </p>

建築基準適合判定資格者の登録の欠格事由(建築基準法第77条の59関係)
構造計算適合判定資格者の登録の欠格事由(建築基準法第77条の66関係)
一級建築士、二級建築士、木造建築士の免許の欠格事由(建築士法第7条関係)
構造設計一級建築士講習・設備設計一級建築士講習に係る登録講習機関の登録の欠格事由(建築士法第10条の23関係)
定期講習に係る登録講習期間の登録の欠格事由(建築士法第22条の3関係)
建築士事務所の登録の欠格事由(建築士法第23条の4関係)
管理建築士講習に係る登録講習期間の登録の欠格事由(建築士法第26条の5関係)
港湾運営会社の指定の欠格事由(港湾法第43条の11関係)
海事代理士の欠格事由(海事代理士法第3条関係)
宅地建物取引業者の免許の欠格事由(宅地建物取引業法第5条関係)
宅地建物取引士の登録の欠格事由(宅地建物取引業法第18条関係)
指定流通機構の指定の欠格事由(宅地建物取引業法第50条の2の5関係)
指定保証機関の指定の欠格事由(宅地建物取引業法第52条関係)
指定保管機関の指定の欠格事由(宅地建物取引業法第63条の3関係)
宅地建物取引業保証協会の指定の欠格事由(宅地建物取引業法第64条の2関係)
旅行業の登録の欠格事由(旅行業法第6条関係)
旅行者代理業の登録の欠格事由(旅行業法第6条関係)
旅行業務取扱管理者の選任の欠格事由(旅行業法第11条の2関係)
旅行サービス手配業の登録の欠格事由(旅行業法第26条関係)
旅行サービス手配業務取扱管理者の選任の欠格事由(旅行業法第28条関係)
旅行業協会の指定の欠格事由(旅行業法第41条関係)
空港機能施設事業者の指定の欠格事由(空港法第15条関係)
不動産鑑定士の登録の欠格事由(不動産の鑑定評価に関する法律第16条関係)
船員雇用促進等事業を行う者の指定の欠格事由(船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条関係)
特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定の欠格事由(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条関係)
鉄道事業の許可の欠格事由(鉄道事業法第6条関係)
索道事業の許可の欠格事由(鉄道事業法第38条関係)
不動産特定共同事業の許可の欠格事由(不動産特定共同事業法第6条関係)
小規模不動産特定共同事業の登録の欠格事由(不動産特定共同事業法第44条関係)
適格特例投資家限定事業の届出の欠格事由(不動産特定共同事業法第59条関係)
登録住宅性能評価機関の登録の欠格事由(住宅の品質確保の促進等に関する法律第8条関係)
登録講習機関の登録の欠格事由(住宅の品質確保の促進等に関する法律第26条関係)
登録住宅型式性能認定等機関の登録の欠格事由(住宅の品質確保の促進等に関する法律第45条関係)
登録試験機関の登録の欠格事由(住宅の品質確保の促進等に関する法律第62条関係)
マンション管理士の登録の欠格事由(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条関係)
マンション管理業の登録の欠格事由(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第47条関係)
管理業務主任者の登録の欠格事由(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条関係)
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の欠格事由(高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条関係)
指定登録機関の指定の欠格事由(高齢者の居住の安定確保に関する法律第29条関係)
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の欠格事由(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条関係)
指定登録機関の指定の欠格事由(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第26条関係)
特定地方管理空港運営者の指定の欠格事由(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第14条関係)
登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の欠格事由(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第40条関係)
登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録の欠格事由(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第57条関係)
住宅宿泊事業の届出の欠格事由(住宅宿泊事業法第4条関係)
住宅宿泊管理業者の登録の欠格事由(住宅宿泊事業法第25条関係)
住宅宿泊仲介業者の登録の欠格事由(住宅宿泊事業法第49条関係)

規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省海事局総務課
評価実施時期	平成30年3月12日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》 今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、これらの許可の制度自体は見直さないものの、各欠格事由から成年被後見人等を削除する。</p> <p>《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》 上記に併せて、個別審査規定について規定がない法律については、この規定を新設する。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》 特段発生しない。</p> <p>《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。</p>
(行政費用)	<p>《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》 特段発生しない。</p> <p>《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》 個別審査規定を個別法において新設するに当たり、当該資格の許可に該当するかどうかを審査する費用が想定されるが、各許可において審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部に過ぎず追加的な費用は僅少である。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》 当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の入権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。</p> <p>《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》 当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の入権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の導入により副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。
費用と効果(便益)の関係	<p>《成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて》 本改正案においては、特段遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等をこれらの許可から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の入権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果が非常に大きいと考えられる。</p> <p>《成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて》 本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等をこれらの許可から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の入権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果が非常に大きいものに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p>
代替案との比較	欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外に、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

その他関連事項	本法案は、成年後見制度利用促進委員会の検討の結果を踏まえた規制である。
事後評価の実施時期等	施行5年後に事後評価を実施。
備考	